

仕 様 書

定置式車両走行速度測定装置 5セット

I 仕様書

II 応札仕様書

定置式車両走行速度測定装置仕様書

1 目的

本仕様書は、速度超過を原因とする重大事故が後を絶たない昨今において、効果的な速度取締りを行う機器の調達について、必要な事項を定めるものである。

2 物件名及び数量

定置式車両走行速度測定装置 5セット

(1セットの内訳)

本体（主要構成機器）	収納箱 A・B 検出部 操作部 印字部 三脚等（三脚・照準棒収納袋を含む）
付属品	八木アンテナ（2本1組） 操作ボタン バッテリーパック

※参考機種 JMA-600（日本無線株式会社）

3 納入期限および納入場所

(1) 納入期限

令和8年2月27日（金）

納入日程については、事前に徳島県警察本部と協議の上で決定すること。

(2) 納入場所

徳島県徳島市万代町2丁目5番地1 徳島県警察本部交通部交通指導課

4 仕様要件

- (1) 車両走行速度を測定し、1点及び2点取締りが行える機器構成であること。
- (2) 20～300km/hの速度が測定可能であること。
- (3) 電波投射角度が0度、27度で使用可能であること。
- (4) 3車線までの取締りが可能であること。
- (5) 速度3桁、時刻4桁、西暦年月日8桁が印字できること。
- (6) 速度測定時に無線で印刷部へ測定データを送り、印刷できること。
- (7) 手動によるレーダー照射が可能で、探知機にレーダー波を探知されない対策がなされていること。
- (8) 公判対策の体制を保持するメーカーの機器であること。
- (9) 搬送が容易にできるよう機器が収納できること。

5 特記事項

- (1) 納入物品はすべて新品であること。
- (2) 物品の納入後であっても、ここに示した仕様を満たさないことが判明した場合は、無償でその不具合を解決すること。
- (3) 無償での保障期間は1年保障終了後、年度末までとすること。
- (4) 物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等を日本語で2部提供すること。
- (5) 物品納入時に取扱方法について、徳島県警察の担当者へ説明を行うこと。
- (6) 納入後10年間は部品提供が行え、アフターサービスや修理を受けることができる機器であること。
- (7) この仕様書で特に定めのない事項は、徳島県警察本部と落札業者が協議し、定めるものとする。
- (8) 物品納入にかかる費用はすべて購入代金に含めること。

定置式車両走行速度測定装置応札仕様書

所在地

企業名

代表者役職・氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

定置式車両走行速度測定装置

項 目		可否欄	応札機種等の製品名／仕様／バージョン等	備 考	判定欄
メーカー名、製品名、型式					
本体	車両走行速度を測定し、1点及び2点取締りが行える機器構成であること				
	20～300km/hの速度が測定可能であること				
	電波投射角度が0度、27度で使用可能であること				
	3車線までの取締りが可能であること				
	速度3桁、時刻4桁、西暦年月日8桁が印字できること				
	速度測定時に無線で印刷部へ測定データを送り、印刷できること				
	手動によるレーダー照射が可能で、探知機にレーダー波を探知されない対策がなされていること				
	公判対策の体制を保持するメーカーの機器であること				
	搬送が容易にできるよう機器が収納できること				
特記事項	納入物品はすべて新品であること				
	物品の納入後であっても、仕様を満たさないことが判明した場合は、無償でその不具合を解決できること				
	無償での保障期間は1年保障終了後、年度末までとすること				
	物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等を日本語で2部提供できること				
	物品納入時に取扱方法について、徳島県警察の担当者へ説明を行えること				
	納入後10年間は部品提供が行え、アフターサービスや修理を受けることができる機器であること				
	仕様に定めのない事項は、徳島県警察本部と協議し、定めることができること				
物品納入にかかる費用はすべて購入代金に含んでいること					

- 注1 太線内はすべて記入すること。
- 2 可否欄には、対応可能な場合には○（可）、対応できない場合には×（不可）を記入すること。
- 3 判定欄は記入しないこと。

総 合 判 定

可 ・ 不可

※ 業者は記入しないこと